

川崎市告示第198号

以下の者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2に規定する指定公金事務取扱者に指定し、川崎市営住宅等の退去滞納者に係る滞納使用料等の収納業務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

川崎市長 福田紀彦

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

名称 弁護士 増井 史彰

所在地 東京都大田区在住

2 指定公金事務取扱者に委託する歳入の内容

市営住宅等の使用料、延滞金及び使用料相当損害金

3 指定日

令和8年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで